戦略 6

振興戦略プラットホームの構築

【みえ産業振興戦略でめざす姿】 ③サービス産業(広義)の付加価値構成を向上

## 現状と論点

#### |小規模事業者対策について

# 【現状】

- 1 従業者数20人未満の小規模事業者は県内で約7万9千社あり、中小企業の約90%を占め、 そのうちサービス業が約80%となっていますが、以下のような課題があります。
- ・人的資源が不足している
- ・売上高、収益性が低い
- ・技術力、販路開拓、資金等の面で脆弱
- 2 1,000社訪問などの企業訪問、関係機関との情報交換などにより、さらに細かく現場のニーズを聴き取ったところ、次のような声がありました。
- ・家族経営であり、どういった支援制度や施策があるかよく知らない
- ・新たに取引先を開拓しようとしても大きなロットに対応できない
- ・食材等地元産品の生産者との接点がないので、生産者とのマッチングの機会がほしい
- ・技術面での課題解決ができず困っており、相談先がよく分からない
- ・IT活用などによる売上・利益率の向上に取り組むノウハウも余力もない
- ・具体的な現場ニーズ・シーズの情報共有や、課題解決に向けての関係機関の連携が不十分である

## 【論点】

こうした小規模事業者の現場ニーズに対応していくためには、以下のような対策が必要と考えています。

- ・小規模事業者の現場に密着したニーズ把握と支援の実施
- ・関係機関が一体となった地域横断・分野横断的連携による支援
- ・グループ化などの事業者間連携による小規模事業者の弱点の克服
- ・専門家、クリエーターとの連携による生産性向上、商品開発、販路開拓などの支援

# 中小・小規模企業の振興方針(5つの視点)

- i 自発的な挑戦を促進(中小·小規模企業の持てる力の発揮)
- ii 外部連携の促進(連携による力の増幅)
- iii 資金や人材など経営資源確保の支援
- iv アクティブ・カンパニー(中小・小規模企業)の取組を支援
- v きめの細かい(痒いところに手が届く)支援の実施

# 対応案(方向性)

・三重県産業支援センター、商工団体等と連携し、現場キャラバン隊による徹底した現場ニーズの把握、 支援施策の普及、個別課題解決の支援、地域活性化への機運醸成

#### 「施策普及PRキャラバン」・・・

小規模事業者支援連携プロジェクト(仮称)

従業員が少なく、平日や昼間に説明会への出席が困難な事業者に向け、休日や夜間に出前説明会、相談会を開催し、支援施策の普及を図ります。

#### 「個別課題解決キャラバン」・・・

事業者の個別課題に応じ、各事業担当者が商工団体の経営指導員とともに事業者を訪問し、課題解決に向けた個別支援を行います。

#### 「種まきキャラバン」・・・

地域の産業、まちづくりの今後の担い手となる各商工団体の若手や女性との意見交換を行う場を設け、地域活性化に向けた機運の醸成を図ります。

- ・商工団体の経営指導員などの支援機関メンバーによる、事業者ニーズ・シーズの情報交換の場を設け、 事業者ニーズの補完、事業者間連携の機会創出を促進
- ・三重県産業支援センター、商工団体等との横断的プロジェクトチームにより、小規模事業者のグループ化、 小規模事業者グループによる生産性向上、技術課題解決、商品・サービスの開発、販路開拓、人材育成 などの取組を支援(補助メニューや専門家なども活用)

#### 2 サービス産業の生産性向上

三重県産業支援センターがハブ機能を担い、県・商工団体等と連携しながら、小規模事業者とともに、生産性 向上の実践研究やベストプラクティスを共有し、顧客満足や従業員満足の向上に向けた課題を解決する「サー ビス産業支援プラットホーム」の構築

#### 3 小規模事業者を対象とした地域資源活用産業の価値創造型産業への転換の促進

- •クリエーター等との出会いの場づくりを通じた新たな商品開発、販路開拓の取組等への支援
- ・県内集客施設等との連携による商品の商談機会創出やPR・販売等の取組の支援
- ・伝統産業の若手事業者のネットワーク化や首都圏における作品発表機会等の拡大

#### │4 **三重県中小企業金融融資**制度の見直し

・中小・小規模事業者が持てる力を発揮し、自発的に挑戦するアクティブ・カンパニーとして、「みえ産業振興戦略」 に位置付けられた成長戦略に取り組む際に活用できる新たな県単融資制度を創設

### |5 市町と連携した地域産業の課題解決のための金融助成制度創設

市町が地域の実情に応じて、独自に地域内企業等の創業・新分野進出や地域産業の課題解決に資する金融 支援を行う際の支援制度を創設

#### 6 中小企業振興条例についての検討

こうした取組を進めるとともに、現場の声を十分聴きながら小規模事業者の課題や支援策の検証をさらに進め、 みえ産業振興戦略をローリングしていく中で、国や関係団体の動向も踏まえながら、中小企業振興条例の制定 に向けた検討を進めていきます。

#### その他留意事項

- 1 中小企業経営力強化支援法が6月に成立し、8月末に施行されました。
- ・支援事業の担い手の多様化・活性化に関する支援措置
- 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

## 2 中小企業金融円滑化法が平成25年3月に終了することとなっており、それに向けた経営支援のための政策

県内中小企業の経営環境の悪化が予想されることから、「三重県中小企業支援ネットワーク会議」の参加機関など関係機関と連携し、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図っていきます。また、中小企業再生ファンド組成について、 県内金融機関等とともに、具体的な企業事例を踏まえながら、その有効性と必要性を検証・研究していきます。